

伊賀市新斎苑整備運営事業

用語の定義

令和4年1月11日

伊賀市

■用語の定義

あ 行	アドバイザー企業	市が本事業に係るアドバイザー業務を委託した企業及びその協力企業をいう。
	維持管理・運営期間	本施設等に係る本指定がその効力を生じた日の翌日から令和22年3月末日まで（ただし、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。
	維持管理企業	本施設の維持管理業務を担当する企業をいう。
	運営企業	本施設の運営業務を担当する企業をいう。
	運転	設備機器等を稼働させることをいう。
	応募者	本事業を推進する上で必要な企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成されるグループをいう。
か 行	火葬炉運転企業	本施設の火葬炉の運転業務及び火葬業務を担当する企業をいう。
	火葬炉企業	本施設の火葬炉を設計、製造、据付及び火葬炉の維持管理を担当する企業をいう。
	監視	設備機器等の状況を監視すること及び制御することをいう。
	既存施設	本事業において解体・撤去される現伊賀市斎苑をいう。
	協力企業	応募者のうち、SPCへの出資を行わないが、本事業の実施に際し、業務の一部を請負い、又は受託することを予定している者をいう。なお、構成企業や協力企業から、間接的に本事業に係る業務を受託又は請け負うことを予定している者は含まない。
	業務管理責任者	総括責任者から選任された、業務ごとに総合的に把握し調整を行う業務従事者の長をいう。
	業務計画書	毎年度の維持管理業務及び運営業務の実施に先立ち市に提出する、業務区分ごとに実施体制、実施内容及び実施スケジュール等の必要な事項を記載した書類をいう。
	業務報告書	業務計画書に基づく維持管理業務及び運営業務の実施結果に関する「業務日報」「月別業務報告書」及び「年度別業務報告書」をいう。
	経過利息(A)	(i)国債の利率、又は(ii)支払方法説明書に定める割賦手数料の算定の基礎となった金利（ただし、本工事着工時を基準とする。）のうち、いずれか低い利率に基づき、履行日から支払日までに生じた利息をいう。
	経過利息(B)	支払方法説明書に定める割賦手数料の算定の基礎となった金利（ただし、本工事着工時を基準とする。）に基づき、履行日から支払日までに生じた利息をいう。
	公共施設	公共財として国や地方公共団体から提供される施設をいう。
か 行	建設企業	火葬炉を除く建設工事を担当する企業をいう。
	建築物	本施設及び附帯設備のうち、建築物をいう。
	建築付帯設備	建築物において建築物本体と切り分けて、それに付属する給排水・衛生・換気・冷暖房・電気配線・照明などの建築設備をいう。
	工事開始日	本工事を開始する日として特定事業契約書において指定された日をいう。
	工事完成図書	本工事完了時に事業者が作成し、特定事業契約書に添付する図書をいう。
	工事監理企業	工事監理業務を担当する企業をいう。
	工事監理者	本工事に関し、建築士法(昭和25年5月24日法律第202号、その後の改正を含む。)第2条第7項に規定する工事監理をする者をいう。

か 行	完成図書	本施設の竣工時の完成図書をいう。
	業務受託者等	事業者が維持管理業務及び運營業務の全部又は一部（本施設等の利用許可に関する権限の行使は除く。）を委託した第三者をいう。
	構成企業	応募者のうち、SPCに出資を予定しており、SPCから直接、PFI事業に係る業務を受託または請け負うことを予定している者をいう。当該第三者が、さらに当該業務の一部を他の第三者に委託し又は請け負わせる場合、他の第三者を含む。
	更新	劣化した部位・部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。
	工事請負人等	事業者が本工事の全部又は一部を請け負わせた第三者をいう。
	工程会議	事業者が工事の進捗状況を確認するために開催する会議をいう。
	光熱水費	電気、ガス、水道、下水及び通信費を総称していう。
さ 行	債務負担行為	契約等で発生する債務の負担を設定する行為をいう。予算の「内容の一部」として、議会の議決によって設定されるが、歳出予算には含まない。現実に現金支出が必要となった場合にあらためて歳出予算に計上（現年度化）する。
	市	伊賀市をいう。
	事業計画書	事業者の作成する、施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運營業務及び既存施設解体・跡地整備業務の概要を記載した書面をいう。なお、市の事前の書面による承諾を得て変更された場合には、かかる変更後の書面をいう。
	事業者	本事業を実施する者として選定された応募者をいい、基本協定締結後は、本事業のためだけに設立したSPCをいう。
	事業年度	毎年4月1日から始まる1年間をいう。ただし、当初の事業年度は、本事業契約締結の日から起算する。
	事業用地	本事業を実施する現伊賀市斎苑の用地及び同地に隣接し、仮資材置場等に利用可能な市有地をいう。
	実施方針Q&A	実施方針に関する質問に対する市の回答書をいう。
	指定管理者	地方自治法（昭和22年4月7日法律第67号、その後の改正を含む。）第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、条例の規定に基づき、本施設等の維持管理業務及び運營業務にあたる者をいう。
	修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等を除く。
	審査委員会	（仮称）伊賀市新斎苑整備運營業務審査委員会をいう。
	施工体制台帳	建設業法（昭和24年5月24日法律第100号、その後の改正を含む。）第24条の七に規定する施工体制台帳をいう。
	設計企業	火葬炉を除く設計を担当する企業をいう。
さ 行	設計・建設期間	本事業契約締結日から本引渡予定日までの期間をいう。ただし、事業者が本引渡予定日までに本施設等を完工できなかった場合には、市が本施設等の完工後その引渡を受けた日までの期間をいう。
	設計図書	要求水準書に基づき事業者が作成した基本設計図書、実施設計図書、及び本施設等についてのその他の設計に関する図書（特定事業契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）をいう。
	設計図書等	設計図書、工事完成図書その他本事業契約に関連して市の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

さ 行	総括責任者	維持管理業務の全体を総合的に把握し、調整を行う事業者の管理責任者をいう。
	その他の企業	本事業の統括や出資等を担当する構成企業をいう。
た 行	大規模修繕	要求水準書に示す機能を維持するために行う日常的修繕・更新とは別に、長期修繕計画に基づき、一定の期間が経過した後にまとめて行う大規模な修繕をいう。建築物の場合、建物の一側面、連続する一面全体または全面に対して行う修繕をいう。設備の場合、機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいい、新斎場の外壁、屋上防水、空調設備、配管の全面的な更新がこれにあたる。火葬炉設備の場合、本体の入替えを行うことをいう。
た 行	長期修繕計画	市による大規模修繕の参考に供することを目的として、事業者が市のために作成する計画書案をいう。
	提案書類	優先交渉権者とされた応募者が優先交渉権者選定手続において市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他当該応募者が特定事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。
	点検	建築物等の機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
	特定事業契約	市が、事業者が設立するSPCと締結する事業契約をいう。
	特定事業選定	PFI事業として実施することの妥当性を詳細に検討・評価し、PFI事業として実施することが適切であると認められる事業の実施を決定する行為をいう。
な 行	年度別協定書	市と事業者との間で、事業年度ごとの維持管理業務及び運営業務の遂行の条件について、市の様式に従って作成・締結されるものをいう。
は 行	PFI法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号 最終改正：平成30年6月20日法律第60号）」をいう。
	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象又は疫病のうち通常の見可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
	附帯施設	本施設に敷設する駐車場、構内通路、植栽、フェンス・門扉等をいう。
	法定率	政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号、その後の改正を含む。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。
	法令等	法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。
	保全	建築物（設備を含む）及び諸施設、外構、植栽など本施設の全体または部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすることをいう。
	保守	建築物等の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的または継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業をいう。
	補修	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態にまで回復させることをいう。
	募集要項等	本事業における事業者の募集に係る資料をいい、募集要項、要求水準書、選定基準書、様式集、支払方法説明書、モニタリング減額方法説明書、基本協定書及び特定事業契約書とこれらの添付書類（公表後の訂正・変更を含む。）を総称していう。
	募集要項等Q&A	募集要項等に関する質問に対する市の回答書をいう。

は 行	本工事	本事業に関し設計図書に従った本施設等の建設工事、火葬炉の製造・据付、その他施設整備業務に基づく業務をいう。
	本事業	伊賀市新斎苑整備運営事業をいう。
	本事業関連書類	募集要項等、募集要項等Q&A、実施方針等（ただし、募集要項等において変更されたものは除く。）、実施方針等Q&A、提案書類及び設計図書を総称していう。
	本施設	本事業において新たに整備する伊賀市新斎苑をいう。
	本施設等	本施設及び附帯施設を総称していう。
	本日程表	特定事業契約書に添付された日程表をいう。
	本引渡予定日	本日程表に定める「施設引渡予定日」（特定事業契約に従い変更された場合には、当該変更後の日）をいう。
ま 行	モニタリング	要求水準に適合した本事業の遂行を確保するため、本事業に係る各業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。
	モニタリング実施計画書	維持管理業務及び運営業務に関し、モニタリングの対象、項目、方法等について定めた文書をいう。
や 行	優先交渉権者	伊賀市新斎苑整備運営事業審査委員会による評価を基に、市が優先順位第1位の契約協議交渉権を持つ者として決定した応募者をいう。
	要求水準	本事業において事業者が実施する業務に関して市が要求するサービスの水準であって、要求水準書及びこれに付随する文書において示された業務の基準をいう。
ら 行	利用者	葬儀参列等で訪れる、本施設の利用者をいう。
英 数	SPC	本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として設立された特別目的会社をいう。